

# 「展示会における知的財産権保護ガイドライン」 の印刷配布に関する国家知識産権局の通知

国知発保字〔2022〕30号

各省・自治区・直轄市・新疆生産建設兵団の知識産権局、四川省知的財産権サービス促進センター、各地方の関係センター、各関係単位：

「知的財産権保護の強化に関する意見」に関連する政策決定・手配を着実に実行し、展示会における知的財産権保護を強化するために、国家知識産権局は「展示会における知的財産権保護ガイドライン」を制定したので、ここに印刷配布する。実情を踏まえて貫徹・実行し、展示会における知的財産権保護をしっかりと行うよう要請する。

国家知識産権局

2022年7月20日

# 展示会における知的財産権保護ガイドライン

## 第一章 総則

**第一条** 知的財産権保護の全面的な強化に関する業務手配をさらに実行し、展示会における知的財産権保護の管理を規範化するために、「中華人民共和国民法典」「中華人民共和国専利法」「中華人民共和国商標法」「中華人民共和国電子商取引法」「展示会における知的財産権保護弁法」などの法律・法規及び関連政策に基づき、本ガイドラインを制定する。

**第二条** 本ガイドラインは、中華人民共和国の国内において開催される各種のオンライン・オフラインの経済技術貿易展覧会、展示即売会、博覧会、交易会、展示市などの活動における知的財産権の保護に適用する。

**第三条** 展示会における知的財産権の保護業務は、職能部門による指導・監督管理、展示会主催者による具体的な担当、出展者による誠実な自律、社会公衆による広範な監督の原則に従うものとする。

**第四条** 展示会主催地の知的財産権管理部門は、当該地区で開催される展示会における知的財産権保護に対する統合・調整、専門的な指導及び監督・検査を強化し、展示会における知的財産権保護の秩序を維持しなければならない。

## 第二章 展示会開催前における保護

**第五条** 展示会主催地の知的財産権管理部門は、展示会における知的財産権保護の宣伝を強化し、知的財産権保護に関する法律及び関連する技術上の指導を提供し、出展者の知的財産権保護意識を向上させるための支援をしなければならない。

**第六条** 展示会主催地の知的財産権管理部門は、出展契約における知的財産権の保護に関する条項についての指導を強化し、関係者が合意条項に以下の内容を明記するよう推進しなければならない。

(一) 出展者が展示会の知的財産権保護規則を自発的に遵守する旨の承諾

(二) 展示品、展示品の包装、ブースの設計及びブースのその他の展示部分などの展示項目が他人の知的財産権を侵害していない旨の承諾

(三) 出展者が自発的に展示項目に関する権利証明を開示し、検査に協力するなどの義務

(四) 展示会における知的財産権の保護業務の実際の必要性に応じて合意したその他の条項

**第七条** 展示会主催地の知的財産権管理部門は、展示会主催者からの要請に応じて、展示会主催者による展示項目に係る知的財産権状況に関する検査について指導することができる。

**第八条** 展示会主催地の知的財産権管理部門は、関係部門と協同し、展示会主催者が国の関連規定及び実際の必要性に応じてワークステーションを配置するよう指導するとともに、展示会主催者の要請に応じて、関係する係員、法執行者、専門技術者及び法律専門家をワークステーションに常駐させるよう調整することができる。ワークステーションは主に以下の業務を担当する。

- (一) 知的財産権に関わる苦情の受理
- (二) 展示会期間中の知的財産権侵害紛争の調停
- (三) 知的財産権に関わる法律・法規及び政策に関する質疑応答の提供
- (四) 知的財産権侵害の疑いのある苦情に対する判断の提供、展示会主催者との対応調整
- (五) 苦情に関する情報及び資料の展示会主催地の知的財産権管理部門への移送、違法嫌疑のある手掛かりに関連する法執行部門への移送
- (六) 展示会における知的財産権保護情報の総括・分析
- (七) その他の関連事項

**第九条** 展示会主催地の知的財産権管理部門は、必要に応じて、国家知識産権局に対して、各地の知的財産権管理部門と調整し、管轄区域内の出展企業自身による知的財産権侵害リスクの自己検査を指導し、出展者の知的財産権保護に関わる業務への指導を強化するよう求めることができる。

国家知識産権局は、状況に応じて、出展者登録地の知的財産権管理部門が法に従って特定の出展者に対する検査を実施するよう調整をすることができる。

### 第三章 展示会開催期間中の保護

**第十条** 展示会主催地の知的財産権管理部門は、展示会主催者に対して、知的財産権情報公示制度を構築し、展示会苦情申立手段、苦情申立方法などの情報を公表するよう指導しなければならない。

**第十一条** 展示会開催期間中における、知的財産権侵害の疑いのある商品又は行為に関する現場での苦情については、ワークステーションが受理することができる。

**第十二条** ワークステーションに苦情を申し立てる際における、苦情に関する資料としては、通常、以下のものを含む必要がある。

(一) 苦情申立人と被苦情申立人の基本状況、苦情を申し立てられた展示項目に知的財産権侵害の疑いが持たれる事実、理由及び関連証拠資料を含めた苦情申立書。

(二) 専利証、専利授権公告文書、専利権者の身分証明書、商標登録証明文面、商標権利者の身分証明書、地理的表示の公告、地理的表示専用標章の合法的な使用者の証明及びその他の知的財産権のステータス状態の証明資料などを含む、有効な知的財産権の権利帰属証明。

(三) 苦情申立を代理人に委任した場合、授権委任状及び代理人の身分証明書類を提出しなければならない。授権委任状には、委任者が署名又は捺印するとともに、委任事項及び権限を記載しなければならない。

(四) その他の必要な証明資料

ワークステーションは、業務上の必要に応じて、統一した様式のフォーム又はウェブページのリンクを提供することができる。

**第十三条** ワークステーションは、苦情を受理した後、厳しく法律・法規及び手続上の要求に従って苦情を処理するとともに、速やかに展示会主催者及び苦情被申立人に通知しなければならない。

**第十四条** 通知を受けてから24時間以内に被苦情申立人が書面による答弁意見及び証拠資料を提出しなかった場合、苦情を申し立てられた展示項目の権利侵害事実が既に発効した法律文書によって確認された場合又は被苦情申立人が権利侵害を認めた場合、ワークステーションは、ブースを撤回或いはカバーで覆う、又はウェブリンクを削除・遮断・切断するなどの措置（これらに限定されない）を速やかに取るよう展示会主催者と調整しなければならない。

**第十五条** 以下の状況に該当する場合、ワークステーションは、苦情を関係部門に移送し、処理を任せることができる。

(一) 苦情申立人が既に知的財産権管理部門又はその他の行政部門に権利侵害に係る苦情を申し立てた場合又は人民法院に訴訟を提起した場合

(二) 知的財産権の権利帰属について争いがある場合

**第十六条** 受領した資料が本ガイドラインの第十二条の規定に合致しない場合、ワークステーションは苦情申立人に対して資料を補充するよう速やかに通知しなければならない

ない。苦情申立人が、規定した期限内かつ要求通りに補充しなかった場合、苦情は受理されない。

**第十七条** ワークステーションの係員が、知的財産権侵害紛争と利害関係を有する場合、これを忌避しなければならない。

**第十八条** 展示会にワークステーションが設置されない場合、展示会主催地の知的財産権管理部門は、展示会における知的財産権保護に対する指導監督と紛争処理を強化しなければならない。

#### 第四章 展示会終了後の保護及びその他の管理

**第十九条** 展示会主催地の知的財産権管理部門は、苦情処理状況に応じて、関連資料を出展者登録地の知的財産権管理部門に移送して処理を任せることができる。

**第二十条** 展示会主催地の知的財産権管理部門は、展示会主催者に対して、出展者の知的財産権侵害・模倣、悪意の苦情申立などの行為を記録するよう指導しなければならない。

**第二十一条** 展示会主催地の知的財産権管理部門は、展示会主催者に対して、展示会における知的財産権情報を統計し、展示会における知的財産権に関わる苦情、紛争処理状況などを統計するとともに、展示会終了後 10 勤務日以内に展示会主催地の知的財産権管理部門に報告・送付するよう指導しなければならない。

**第二十二条** 展示会主催地の知的財産権管理部門は、法執行部門及びその他の関連行政管理部門と展示会における知的財産権の保護業務における調整・連動を強化しなければならない。

展示会主催地の知的財産権管理部門は、速やかに成功の経験をまとめ、有効なやり方を普及させ、優れた事例を宣伝しなければならない。

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

出所先：国家知識産権局 2022 年 7 月 20 日

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/7/22/art\\_75\\_176738.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/7/22/art_75_176738.html)